

令和3年4月から令和4年2月末までに 児童手当の認定請求または額改定請求 (増額)をされた方へ

給付金の支給手続き

1. 児童出生または国内転入(注)による令和3年5月から令和4年3月のいずれかの月分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方で、令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方

(注)国内転入の方で、対象児童に対する給付金がすでに支給されている場合は対象外です。
(対象児童の重複算定不可)

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 児童手当を支給する口座に振り込みます。

※対象となる方には、児童手当認定通知書または児童手当額改定通知書を送付する際に、給付金の支給案内を同封します。

※支給日は、支給案内でお知らせします。

2. 上記以外の方(例. 児童手当の申請以後に税申告した方、児童手当の認定(額改定)事由が児童出生または国内転入以外の方、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方など)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です(令和4年2月28日まで)。

※既に本人または配偶者等が児童手当受給者として対象児童の給付金を受け取った場合は、申請できません(対象児童の重複算定不可)。

※税申告をしていない方は、税申告後に給付金申請をしてください。

- ▶ 申請書(子育て支援課窓口で配布またはみよし市ホームページからダウンロード)に振込先口座などを記入して、必要書類とともにみよし市子育て支援課窓口に直接、または**郵送**でご提出ください。

- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【お問い合わせ】
みよし市役所子育て支援課
0561-32-8034(直通)



みよし市
ホームページ